

PCR等検査無料化事業実施要領

本実施要領は、事業者が三重県から交付される補助金により、新型コロナウイルス感染症に関する無料検査（会社等が事業又は福利厚生等の一環として従業員に対して実施する検査を除く。以下同じ。）を実施する場合に必要な事項について定めたものである。

（無料検査の対象となる事業）

第1条 事業者（共同で事業を実施する場合の共同事業者を含む。以下同じ。）は、検査受検者が自己の検体を採取する場合において、次の各号に掲げる事業者の種類に応じて、事業所においてそれぞれ次の各号に掲げるいずれかの事業を実施する場合に、無料検査を行うことができる。ただし、「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」（以下「定着促進事業」という。）においては、第4条第1項第三号ハに掲げる書類等の提示等を受け、必要な確認が行われた場合を除き、抗原定性検査により実施するものとする。

- 一 医療機関、薬局、衛生検査所等又は「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部。以下「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」という。）に定めるワクチン・検査パッケージ制度若しくは対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受ける事業者等の登録を受けた事業者（以下「ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者」という。） 「PCR検査等のための検体採取の立会い等に係る留意事項」に沿って行われるPCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。以下同じ。）に用いる検体（唾液に限る。）又は「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」（令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）の規定を準用して行われるPCR検査等に用いる検体（鼻腔ぬぐい液に限る。）を本人が採取する際の立会い等並びに検査機関（医療機関又は衛生検査所等（厚生労働省において「自費検査を提供する検査機関一覧」として別に公表されている検査機関が推奨される。）に限る。以下同じ。）に対する検体の送付及び検査受検者への結果通知書等の発行の請求等（以下「第一号事業」という。）
 - 二 医療機関又は衛生検査所等 関係法令に基づき実施される、前号に掲げる事業者から送付されるPCR検査等のための検体の検査及び検査受検者への結果通知書等の発行等（以下「第二号事業」という。）
 - 三 医療機関、薬局、衛生検査所等又はワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者 抗原定性検査に用いる検体（鼻腔ぬぐい液に限る。）を本人が採取する際の立会い等、検体の検査結果の読み取り及び検査受検者への結果通知書等の発行等（以下「第三号事業」という。）
- 2 医療機関は、検査受検者の検体を採取する場合において、事業所において次の各号に掲

げるいずれかの事業を実施する場合に、無料検査を行うことができる。

- 一 PCR検査等のための検体（鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液及び唾液に限る。）の採取等、検体の検査及び検査受検者への結果通知書等の発行等
 - 二 抗原定性検査のための検体（鼻咽頭ぬぐい液及び鼻腔ぬぐい液に限る。）の採取等、検体の検査及び検査受検者への結果通知書等の発行等
- 3 前2項の無料検査は、「感染拡大傾向時の一般検査事業」（以下「一般検査事業」という。）として補助等の対象となる検査として行う場合には知事が必要と認める者に対する検査に限るものとする。
- 4 ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者が行う第1項第一号又は第三号に掲げる事業は、当該事業者の事業に関連して行う事業に限るものとする。
- 5 第一号事業又は第三号事業を行う事業者は、第1項の規定にかかわらず、検査申込者に対して検体採取のためのキット等を直接受け渡す場合には、オンラインにより同項第一号又は第三号に定める検体採取の立会いを行うことができる。
- 6 第一号事業又は第三号事業を行う事業者は、第1項の規定にかかわらず、離島、へき地その他地域の実情を踏まえ、知事が承認した場合には、郵送又はオンラインにより第4条に定める検査の受付、検体採取のためのキット等の送付及び第1項第一号又は第三号に定める検体採取の立会いを行うことができる。
- 7 前2項の場合において、当該事業者は次に掲げる事項を遵守するものとする。
- 一 オンラインにより生じうる不自由等について検査申込者に説明の上、オンライン又は郵送によることについて検査申込者の同意を得ること。
 - 二 検査の受付に当たりオンラインによる立会いを行う予定の日時を検査申込者と取り決めること。
 - 三 検査の受付又はキット等の送付に当たり、キット等の転売・授与が不可である旨を検査申込者に説明すること。
 - 四 検査受検者の状態やキット等の使用等について十分な確認ができないと判断するなど、オンラインによる立会いが不適切であると判断した場合は、オンラインによる立会いを中止し、直接の立会いに切り替える用意をしておくこと。
 - 五 検査受検者のプライバシーが確保されるよう、外部から隔離される空間においてオンラインの立会いを行い、検査受検者に対しては清潔が保持等された場所で検体採取を行うことを求めること。
- 8 第一号事業又は第三号事業を行う事業者は、第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を遵守する場合には、ドライブスルーによる方法により同項第一号又は第三号に定める検体採取の立会いを行うことができる。
- 一 当該事業者の敷地内駐車場等において立会いに十分なスペースを確保すること。
 - 二 駐車場等において必要に応じて誘導員を配置し、検体採取の実施場所まで安全に誘導した上で、車のエンジンを停止させ、窓を開けるよう案内すること。

三 検査受検者のプライバシーに十分留意すること。

- 9 検査拠点の早急な整備が困難な離島等においては、第1項、第5項及び第6項の規定にかかわらず、必要な検査拠点の整備が行われるまでの当面の間、県又は市町が無料検査（PCR検査等に限る。）の実施主体として唾液採取容器を配布する場合に限り、特措法担当大臣との協議の上、検体採取の立会いを不要とすることができる。この場合において、県又は市町については唾液採取容器を受検申込者に配布したことをもって、検査等費用支援の対象とすることができる。
- 10 第5項、第6項及び第8項の場合において、次条第4項第四号及び第3条の規定は適用しない。

（事業者の登録等）

第2条 事業者は前条第1項及び第2項に定める無料検査を実施するに当たっては、実施計画書（第1号様式）に、事業所別実施計画書（第1号様式の2）、誓約書（第2号様式）及び事業所内の実施場所を示す図面等を添付して知事に提出し、登録を受けなければならない。ただし、前条第4項及び第5項の場合においては、事業所内の実施場所を示す図面等の添付を省略することができる。

2 前項の実施計画書に記載すべき事項は次に掲げるとおりとする。

一 事業者が実施する前条第1項及び第2項に掲げる事業の内容

二 検査キット等の調達方法並びに検査の種類ごとの単価及びその積算

三 検査に係る事業の実施体制に係る次に掲げる事項

イ 事業者の法人名、法人番号及び代表者の氏名

ロ 事業者の事業内容（医療機関、衛生検査所等、薬局又はワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者のいずれかに該当する場合は、その旨を含む。）

ハ 検査に係る事業の担当者及びその連絡先

ニ 第一号事業を行う場合においては、立会い等を行う事業所名及びその所在地

ホ 第二号事業若しくは第三号事業又は第2項第一号若しくは第二号に掲げる事業を行う場合においては、検査等を実施する事業所名及びその所在地

ヘ その他必要と認める事項

四 事業所において見込まれる立会い等又は検査の実施回数及び次に掲げる事項ごとの内訳

イ PCR検査等又は抗原定性検査

ロ 定着促進事業又は一般検査事業

3 第1項の実施計画書の提出に当たっては、事業者は本実施要領に従った事業を実施することに違反した場合には交付される補助金等を返還等する必要があることについて同意しなければならない。

4 知事は、次に掲げる全ての事項を満たしていると認められる場合に、第1項の規定によ

り実施計画書を提出した事業者を実施事業者として登録するものとする。

- 一 実施計画書の記載に不備がないこと。
- 二 検査キット等の調達方法・検査の単価・検査の実施回数等が適当であると認められること。
- 三 検査に係る事業を適切に実施するための体制及び方法が定められていること。
- 四 当該事業者が次条に定める検体採取の実施場所を確保していること。
- 五 検体採取の立会い等又は検査の実施が適切に実施できると認められること。
- 六 その他知事が必要と認める事項を満たしていること。

(検体採取の実施場所の確保)

第3条 第一号事業又は第三号事業を実施する実施事業者は、次に掲げる事項に適合する検体採取の実施場所を確保しなければならない。

- 一 受検者の自己採取等に支障のないよう他の場所と明確に区別すること。
- 二 当該実施場所において同時に検体採取を実施する受検者の有無・人数も踏まえ、一定の広さを確保すること及び受検者のプライバシーに配慮していること。
- 三 十分な照明が確保されているとともに、換気が適切に行われていること。

(検査の受付)

第4条 実施事業者は、検査受検を希望する者（発熱等の症状がない者に限る。）が検査申込書（第3号様式）を提出した場合に、次に掲げる事項（第三号及び第四号に掲げる事項については、第二号に掲げる事項について検査申込者がいずれかの事業として補助等の対象になる旨を明示した場合に限り、第五号に掲げる事項については、第四号に掲げる事項について当該検査申込者の申告した回数が1月につき3回程度となる回数を上回る場合に限る。）を当該検査申込者に遵守させた上、当該検査申込者に検査を受検させることができる。この場合において、原則として検査申込者からの予約は不要とする。

- 一 身分証明書等の提示
- 二 申込によって行われることとなる検査が定着促進事業若しくは一般検査事業として補助等の対象になる旨又はいずれの対象にもならない旨（会社等が事業又は福利厚生等の一環として従業員に本検査の申込みをさせた場合を含む。）の明示
- 三 前号の明示の内容となる理由の説明及び同号により検査申込者が定着促進事業における検査受検を申込み場合にあっては、次に掲げる書類等の提示（該当書類がないときは申立書（第3号様式別紙）の提出に代えることができる。）
 - イ 検査受検の目的を証する書類等
 - ロ 検査申込者がワクチンの3回目接種完了者である場合にあっては、対象者全員検査等又は高齢者や基礎疾患を有する者等との接触を伴う活動に際して検査結果を求められた場合等、3回目接種完了者であっても検査を受検する必要が認められるこ

とを証する書類等

ハ 検査申込者がPCR検査等の受検を希望する場合にあっては、検査申込者が10歳未満であること又は高齢者や基礎疾患を有する者等との接触が予定されることを証する書類等

四 過去にいずれかの事業として補助等の対象になる検査を受けた回数の申告

五 前号の回数となった理由の疎明

2 前項の申込書を提出された第一号事業又は第三号事業を実施する実施事業者は、次に掲げる事項（第三号事業を実施する場合は、第四号を除く。）について検査申込者に説明しなければならない。

一 検査結果が陽性であった場合、検査申込者は医療機関又は受診・相談センターに連絡し、速やかに受診しなければならないこと。この場合において、移動については、周囲に感染させないようにマスクを着用し、公共交通機関の利用を避けるようにすること。

二 検査結果が陰性であった場合も、感染している可能性を否定しているものではないため、検査申込者は引き続きマスクの着用、手指消毒等の感染予防策を徹底する必要があること。

三 当該申込みにより実施された検査の結果は、受検者が新型コロナウイルス感染症の患者であるかについての診断検査を示すものではないこと。

四 当該実施事業者が連携する検査機関

（結果通知書等の発行等）

第5条 実施事業者が、第一号事業を実施する場合には、検査機関に対して、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」の5（2）i）①に定められた事項が記載された結果通知書等を検査受検者に対して発行するよう求めるとともに、発行後速やかに検査結果を当該実施事業者に通知するよう求めなければならない。

2 実施事業者が、第三号事業を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」の5（2）ii）②に定められた事項が記載された結果通知書等を検査受検者に対して発行しなければならない。ただし、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」に定める結果通知書の発行を要しない場合に該当する場合はこの限りでない。

3 前2項で発行する結果通知書等の様式は、第4号様式によるものとする。

（事業の実施に係る準用）

第6条 その他事業の実施については「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」を準用するほか、第三号事業の実施については「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」の規定を準用する。

(準用)

第7条 第3条、第4条第2項並びに第5条第2項及び第3項の規定は、第1条第2項各号に掲げる事業を実施する実施事業者について準用する。この場合において、第3条中「次に掲げる事項」とあるのは、「関係法令並びに第二号及び第三号」と、第4条第2項中「(第三号事業」とあるのは、「(第1条第2項各号に掲げる事業」と、第5条第2項中「第三号事業」とあるのは、「第1条第2項第一号に掲げる事業を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」の5(2)i)①に定められた事項が記載された結果通知書等を、同項第二号に掲げる事業」と読み替えるものとする。

(週次の受検者・陽性者の報告)

第8条 実施事業者は、週ごとに、前回の報告の後、当該実施事業者が事業を実施した者の総数等及びそのうち陽性結果が判明した者の総数を検査記録報告表(第5号様式)に記録し、その記録の内容を県に報告しなければならない。

(実績報告書の提出等)

第9条 実施事業者は、事業経過に応じ、実績報告書を作成し知事に提出するものとする。

ただし、知事が認めた場合は、この限りでない。

2 実施事業者が前項の規定に基づき実績報告書を知事に提出する場合には、当該実績報告書に係る証拠書類を5年の間、保存しなければならない。

(個人情報の適切な管理等)

第10条 事業者は、その事業の遂行に際し取得した検査受検者の個人情報を適切に管理しなければならない。

2 事業者は、正当な理由がなく、その事業の遂行に際し知り得た検査受検者の秘密を漏らしてはならない。

附 則

この要領は、令和3年12月24日から施行する。

この要領は、令和4年1月26日から施行する。

この要領は、令和4年3月4日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。